

## 償還猶予申出書

会員氏名		所属名	
職員コード		所属コード	
申出事由 (該当を○で囲む)	1 休業又は休職	休業又は休職の種類 ( ) 休業又は休職期間 年 月 日 から 年 月 日 まで	
	2 住宅の被災	災害の種類 ( )	
償還猶予期	年 月 から 年 月 まで 〇 か月間		
償還猶予を希望する貸付	貸付種別	貸付年月日	貸付番号
<p>一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記のとおり償還の猶予を希望します。</p> <p>一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人 氏名 ( ) (自筆)</p>			
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒 〇〇〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">所属所在地</p> <p style="text-align: center;">所 属 名</p> <p style="text-align: right;">所属長職氏名 (印)</p>			

- 注 1 償還猶予期間は、申出事由が休業又は休職の場合は休業又は休職期間の範囲内とし、住宅の被災の場合は12か月以内としてください。
- 2 申出事由が休業又は休職の場合は、休業又は休職の辞令書の写しを添付してください。
- 3 償還猶予を受けようとする月の前月の20日までに提出してください。

事務局受付印

※ 互助会記入欄			
決定金額 (円)			
毎月償還額			
貸付番号			

## 償還猶予

育児休業、介護休業、修学部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、私傷病による休職の承認を受けた又は住宅が被災したときは、償還猶予を申し出ることができます。

### ア 休業等のための償還猶予

区 分	説 明
申出書の提出	上記の休業又は休職のため償還猶予を受けるときは、会員が互助会（互助厚生係）に対し、償還猶予を受けようとする月の前月20日までに「償還猶予申出書（貸付第10号）」を提出して行います。
	添付書類 ○ 辞令書の写し
猶予条件	休業又は休職の承認を受けている場合に限りま す。
猶予承認	互助会から猶予承認通知が送付され、償還猶予期 間が決まります。
猶予期間	猶予期間は、休業又は休職期間の範囲内です。
注意事項	償還猶予期間中は無利息です。期間終了月の翌月か ら、猶予前に引き続き償還となります。